

私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金事務取扱要領（案）

(平成7年2月6日 総務部長決裁)
(平成8年3月12日 一部改正)
(平成9年3月21日 一部改正)
(平成10年3月16日 一部改正)
(平成11年3月13日 一部改正)
(平成12年3月14日 一部改正)
(平成13年3月12日 一部改正)
(平成14年2月20日 一部改正)
(平成15年3月12日 一部改正)
(平成16年1月20日 一部改正)
(平成17年3月7日 一部改正)
(平成17年3月14日 一部改正)
(平成17年4月5日 一部改正)
(平成19年2月2日 一部改正)
(平成21年2月27日 一部改正)
(平成21年10月30日 一部改正)
(平成25年3月27日 一部改正)
(平成26年6月24日 一部改正)
(平成28年1月4日 一部改正)
(平成29年 月 日 一部改正)

1 取扱要領の趣旨

この取扱要領は、私立学校振興費補助金交付要綱（昭和37年岩手県告示第482号。以下「要綱」という。）第2の2に基づき交付する補助金について、補助金の算定方法等の取扱いに関する細目を定め、補助金事務の適正かつ効率的な執行を図るものとする。

2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く。）をいう。
- (2) 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「認定こども園法一部改正法」という。）による改正後の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「新認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けた施設をいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 認定こども園法一部改正法による改正前の就学前の子どもの教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項（保育所から構成されるものを除く。）若しくは新認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた幼稚園をいう。
- (4) 認定こども園 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園をいう。
- (5) 幼稚園等 幼稚園及び認定こども園をいう。
- (6) 学校等 幼稚園等、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- (7) 特定教育・保育施設 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項で規定する特定教育・保育施設をいう。
- (8) 学校法人等 学校法人及び学校法人化のための努力をする幼稚園等の設置者をいう。
- (9) 幼児 小学校就学の始期に達するまでの者であって、満3歳以上の者をいう。

(10) 一時預かり事業（幼稚園型） 支援法第59条第10号に規定する一時預かり事業のうち、幼稚園型に該当する事業をいう。

(11) 地域子育て支援拠点事業 支援法第59条第9号に規定する地域子育て支援拠点事業をいう。

3 補助の対象となる学校等

要綱第2の2に定める別に定めるものは、次の各号のとおりとする。

(1) 教育の質の向上を図る学校支援経費

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校であって、学校法人が設置するもの。

(2) 子育て支援推進経費

① 預かり保育推進事業

幼児の預かり保育を行う幼稚園であって、学校法人等が設置するもの。ただし、次に掲げる幼稚園を除く。

ア 市町村から一時預かり事業（幼稚園型）の委託等を受けている幼稚園

イ 平成26年度において別表1の2の(1)から(3)までのいずれかの補助金を受けていない幼稚園

② 幼稚園等の子育て支援活動の推進

子育て支援活動の推進の取組みを行う幼稚園等であって、学校法人等が設置するもの。ただし、次に掲げる幼稚園等を除く。

ア 市町村から地域子育て支援拠点事業の委託等を受けている幼稚園等

イ 平成26年度において別表1の2の(4)の補助金を受けていた幼稚園等に限る。

4 補助金交付の対象除外等

補助金交付の対象となった学校法人等のうち、法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為若しくは定款に違反した学校法人等は、補助金交付の対象から除外し、又は補助金の額を減額することがある。

なお、減額の対象及び減額の範囲は別紙1のとおりとし、補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについては、別紙2のとおりとする。

5 教育の改革に資するもの

要綱第2の2に定める教育の質の向上を図る特色ある取組や子育て支援を推進する取組（以下、「教育の改革に資するもの」という。）は、別表1のとおりとする。

6 補助金の算定

補助金は、教育の改革に資するものごとに、別表1に定める算定基礎単位に、同表に定める補助単価を乗じて得た額を合計して得た額とする。

ただし、小学校、中学校及び特別支援学校にあっては、同表に定める補助単価を上限とした学を合計して得た額とする。

7 補助金の交付時期

補助金の交付は、原則として3月全額前金払いとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

8 提出書類

別表2のとおりとする。

別紙1

学校法人等における補助金の減額について

1 減額の対象

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為若しくは定款に違反した場合
- (2) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政事情が極度に窮迫している場合
- (3) 学校法人等の運営上著しく適正を欠く収入、支出又は財産の運用がある場合
- (4) 会計処理その他事務処理が著しく適正を欠いている場合
- (5) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間において、訴訟その他の紛争があり、学校法人等の運営の適正な執行を期しがたい場合
- (6) 教職員の争議行為等により、教育、研究その他の学校運営が著しく阻害され、その期間が長期に及ぶ場合
- (7) 補助金の申請書類等に、故意又は重大な過失により事実と異なる記載をしたと認められる場合
- (8) その他事務処理体制又は管理運営が著しく適正を欠いている場合

2 減額の範囲

- (1) 5割の範囲内とする。
- (2) 前記1の各事項の一に該当する場合において、その状況が著しく適正を欠くため、補助金に係る事業の適正な執行を期しがたい場合又は補助金の交付の目的を達成することができないと認められる場合は、これを交付しないものとする。
なお、補助金の交付の決定又は交付があった後においても適用があるものとする。

別紙2

補助金交付の対象から除外された学校法人等に係る翌年度以降の補助金の取扱いについて

- 1 別紙1の2の(2)に規定する事由（別紙1の1の(2)に該当する場合を除く。）に該当することにより、補助金の交付の対象から除外された学校法人等（以下「補助対象外法人等」という。）については、当該措置を講じた年度の翌年度以降4年間、補助金を交付しないこととする。

ただし、補助対象外法人等が、当該事由に関し、改善に向けて自主的な努力を行い、かつ、その実績が顕著であって、当該法人等に対する補助金の交付が、補助の目的の有効な達成に資すると認められる場合は、補助対象外法人等とする措置を講じた年度の翌々年度以降、その取扱いの基準を緩和することができるものとする。

- 2 前記1ただし書の規定により、取扱いの基準を緩和された補助対象外法人等（以下「基準緩和法人等」という。）については、前記1の期間内に限り、4に規定する補助金の算定方法により算出した額に次の表に定める率を越えない範囲内の率を乗じて得た額を補助金として交付することとする。

区分	率
基 準 を 緩 和 し た 年 度	0. 25
基 準 を 緩 和 し た 年 度 の 翌 年 度	0. 50
基 準 を 緩 和 し た 年 度 の 翌々 年 度	0. 75

なお、補助金の交付に当たっては、知事が必要と認める書類の提出を求めることがある。

- 3 基準緩和法人等が、別紙1の2の(2)に規定する事由に該当することとなった場合、当該年度に係る補助金を交付しないこととし、その状況に応じ、前記1のただし書の規定による取扱いの基準を緩和する措置を取消すことができるものとする。

別表1

教育の改革に資するもの			
算定基礎単位	補助単価又は 補助上限		
1 教育の質の向上を図る学校支援経費			
(1) 次世代を担う人材育成の促進	グローバル人材育成のための英語教育の強化、国際交流の推進、プログラミング・情報モラルを含めた情報活用能力の育成等を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	600,000円
(2) 次期学習領域に向けた取組の促進	アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善のための教員の資質・能力向上のための教員研修、学校におけるカリキュラム・マネジメントの促進、新たな教科に対応した教育方法の開発等の取組等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	560,000円
(3) 教育相談体制の整備	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、不登校の生徒等の教育機会についての支援等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	600,000円
(4) 職業・ボランティア・文化等の体験活動の推進	職業体験、ボランティア活動、伝統・文化体験、自然体験及び地域社会や産業界等と連携・協同した取組の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	300,000円
(5) 健康・安全・食に関する教育の推進	災害・防災に関する学習、災害発生時に命を守るためにの学習、学校安全の推進、食育に関する取組等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	600,000円
(6) 特別支援教育に係る活動の充実	専門的・実践的な知識を有する人材からの助言や研修の受講、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習・生活・進学・就職等をサポート、特別な支援を必要とする児童・生徒のための教材等の活用等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校であること。	当該学校数	560,000円
(7) チーム学校の推進	私学におけるチーム学校を進めるための多様な専門スタッフや外部人材等の活用、地域に根差した取組等の事業を行っている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校であること。	当該学校数	600,000円
2 子育て支援推進経費	算定基礎単位	補助単価	
(1) 預かり保育	開園日の半分以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園であること。 ア 補助金額は、「1日平均預かり保育時間」(少数第2位以下切り捨て。)、「1日平均(2時間以上)の預かり保育担当教員数」(小数点以下切り捨て。)及び「1日平均(2時間以上)の預かり保育対象園児数」(小数点以下切り捨て。)を下表の区分に当てはめて得た額とする。 イ 下表においては、各区分における担当教員数及び対象園児数の各要件を満たしていることを条件とし、そのうち一つの要件でも当該区分の要件を満たさない場合は、低い要件に該当する区分の額とする。	当該幼稚園数	

		1日平均（2時間以上）の預かり保育担当教員数（1日平均（2時間以上）の預かり保育対象園児数）	1日平均預かり保育時間が5時間未満	1園あたりの補助単価 1日平均預かり保育時間が5時間以上の場合の1時間ごとの加算単価（ただし最大3時間まで）
		1人（1日平均の預かり保育対象園児数1人～15人）	@1,400,000円	@200,000円
		2人（1日平均の預かり保育対象園児数16人～30人）	@1,900,000円	(5時間以上7時間未満) @400,000円 (7時間以上) @300,000円
		3人以上（1日平均の預かり保育対象園児数31人以上）	@2,400,000円	(5時間以上6時間未満) @500,000円 (6時間以上7時間未満) @600,000円 (7時間以上) @400,000円
	(2) 長期休業日預かり保育	長期休業日のうち10日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園であること。 ア 補助金額は、「1日平均の預かり保育担当教員数」及び「1日平均の預かり保育対象園児数」（いざれも少数点以下は切り捨て。）を下表の区分に当てはめて得た額とする。 イ 下表においては、各区分における担当教員数及び対象園児数の各要件を満たしていることを条件とし、そのうち一つの要件でも当該区分の要件を満たさない場合は、低い要件に該当する区分の額とする。	1日平均の預かり保育担当教員数（1日平均の預かり保育対象園児数） 1人（1日平均の預かり保育対象園児数1人～15人） 2人（1日平均の預かり保育対象園児数16人～30人） 3人以上（1日平均の預かり保育対象園児数31人以上）	当該幼稚園数 @160,000円 @280,000円 @400,000円
	(3) 休業日預かり保育	休業日のうち19日以上の日数、1日2時間以上の預かり保育を開設する幼稚園であること。 ア 補助金額は、「1日平均の預かり保育担当教員数」及び「1日平均の預かり保育対象園児数」（いざれも少数点以下は切り捨て。）を下表の区分に当てはめて得た額とする。 イ 下表においては、各区分における担当教員数及び対象園児数の各要件を満たしていることを条件とし、そのうち一つの要件でも当該区分の要件を満たさない場合は、低い要件に該当する区分の額とする。	1日平均の預かり保育担当教員数（1日平均の預かり保育対象園児数） 1人（1日平均の預かり保育対象園児数1人～15人） 2人（1日平均の預かり保育対象園児数16人～30人） 3人以上（1日平均の預かり保育対象園児数31人以上）	当該幼稚園数 @300,000円 @480,000円 @660,000円
	(4) 幼稚園等の子育て支援活動の推進	幼児教育に関する各種講座の開催、子育て支援としての未就園児の受入れ事業など、施設又は教育機能を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等であること。	当該事業の実施回数	@ 40,000円 (但し、幼稚園にあっては、1園につき1,600,000円を上限、認定こども園にあっては、1園につき2,000,000円を上限とする。)

別表2

提出書類	様式	提出部数	提出時期
(交付申請時)			
1 私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金交付申請書	要綱で定める。	1部	別に定める。
2 私立学校振興費（教育改革推進特別経費）所要額調書	〃		
3 教育改革推進状況について	別紙1		
4 収支予算	別紙2		
(前金払請求時)			
私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金前金払請求書	要綱で定める。	1部	別に定める。
(事業完了時)			
1 私立学校振興費（教育改革推進特別経費）補助金実績報告書	別紙3	1部	別に定める。
2 私立学校振興費（教育改革推進特別経費）支出済額調書	要綱で定める。		
3 教育改革推進状況について	別紙1		
4 収支決算	別紙2		